

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(平成30年度第4四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	カーテンクリーニング	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成30年12月28日	(株)日本技研 兵庫県芦屋市打出町5番20号	2,328,000円	本事業は診療業務へ支障を来すことなくカーテンの取外し及び洗濯並びに取付けを行う必要があるが、契約業者は院内の一部カーテン賃貸借業者であり、過去に業務実績を有し、当院の業務運営を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
2	本館2階血液内科改修に伴う電気設備工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成31年1月4日	日本空調サービス(株) 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	4,644,000円	契約業者は当院の設備管理を委託している業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
3	本館2階血液内科改修工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 施設課	平成31年1月10日	(株)明和工務店 姫路市楠町83番地	6,890,400円	本事業は診療業務へ支障を来すことなく、その影響を最小限に施工することを求めている。また、既存設備の一部改修工事であるため当院の施設設備及び業務運営を正確に把握していることが必要である。契約業者は、既存建物の施工及び増改築工事の施工業者であり、当院の施設設備等を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(11))	
4	調乳水製造装置点検及びUV管交換工事	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 用度課	平成31年3月12日	宮野医療器(株) 姫路市三左衛門堀西の町7番地	1,242,216円	予定価格が250万円を超えない工事であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
5	知覚・痛覚定量分析装置	姫路市下手野1丁目12番1号 姫路赤十字病院 用度課	平成31年3月15日	(株)カワニシ 姫路市中地530-1	1,274,400円	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	